



霞ヶ浦の水位管理に関する要望書（回答）

NPO法人アサザ基金

霞ヶ浦・北浦をよくする市民連絡会議 様

平成20年2月6日

霞ヶ浦河川事務所

事務所長 木暮陽一



霞ヶ浦河川事務所では、霞ヶ浦の水質浄化や湖岸植生の再生等生物の多様な生息・生育・繁殖環境の確保を行う事業に取り組んでおります。しかしながら、霞ヶ浦に於ける湖岸植生は、昭和40年代から大きく減少しております。その減少要因については、公開で行われている「霞ヶ浦の湖岸植生帯の保全に係る検討会（以下検討会）」及び「霞ヶ浦湖岸植生帯の緊急保全対策評価検討会（以下評価検討会）」で公表、検討されおり「砂利採取」「流入負荷量の増加」「湖岸築造」「常陸川水門による水位操作」が上げられています。

植生の再生につきましては、「検討会」の結果を受け緊急植生対策工を実施してまいりました。

霞ヶ浦の水位については、緊急植生対策工実施期間中及び植生定着までの期間に於いて暫定的にYP1.1mで水位運用をしておりました。

工事完了後においては、対策工の効果を評価するために「評価検討会」を設置するとともに、「ダムフォローアップ委員会霞ヶ浦部会」、「意見交換会」等で水位運用試験の必要性について公表及び関係機関に説明し、平成17年2月の降雨から試験を開始してまいりました。平成19年度の「評価検討会」の中間評価では、保全対策を実施した箇所では植生面積が増加し、植生の種数においては昭和40年代と同程度の再生が図られているとしています。また、平成18年9月の茨城県世論調査においても「湧水に備えた水の供給力の向上」が望まれています。

これらのことを踏まえ今後も公表しながら水位運用試験を実施し、得られた知見を今後の霞ヶ浦の湖岸整備計画に反映し、植生の減少している箇所等で対策を実施して行く予定です。

今後とも霞ヶ浦の湖岸植生の保全・再生や浄化事業についてご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。